

県南広域振興局長告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年3月14日

県南広域振興局長 永井 榮一

1 自立訓練

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312400054	多機能型事業所ワークステーション湯田・沢内	和賀郡西和賀町沢内字大野13地割28番地4	令和5年3月31日

2 就労移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330800012	相談支援事業所らいと	遠野市早瀬町三丁目16番40号	令和5年3月31日

3 就労定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330800012	相談支援事業所らいと	遠野市早瀬町三丁目16番40号	令和5年3月31日